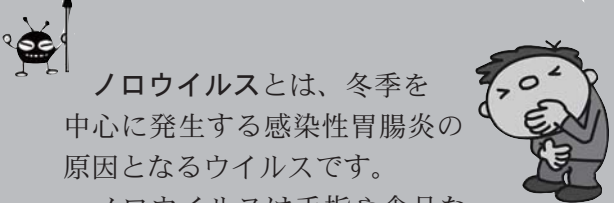


ノロウイルスによる 感染性胃腸炎に注意!



ノロウイルスとは、冬季を中心に発生する感染性胃腸炎の原因となるウイルスです。

ノロウイルスは手指や食品などを介して人に感染し、嘔吐(おうと)、下痢(げり)、腹痛、発熱などの症状を引き起こします。かつてはおなかの風邪、今は嘔吐下痢症などと呼ばれている症状です。ほとんどの方は軽症で回復しますが、子どもやお年寄りなどは、重症化する場合があります。

◆予防対策と注意事項

- (1) 食事の前やトイレの後には、必ずせっけんでよく手を洗いましょう。
- (2) 生の肉や魚介類を調理した調理器具はしっかりと洗い、熱湯などで消毒をしましょう。
- (3) 下痢や嘔吐などの症状がある場合は、食品を直接取り扱うことは控えましょう。
- (4) 下痢や嘔吐の激しい場合は、脱水症状を起こさないように水分を補給してください。むやみに市販の下痢止めなどを使用せず、早めに医療機関で受診しましょう。
- (5) 加熱が必要な食品はしっかり加熱して食べましょう。カキなどの魚介類の生食は、高齢者や乳幼児の方は避けましょう。
- (6) 症状のある方の便や嘔吐物には、大量のウイルスが含まれていますので、直接手で触れないようにしましょう。
- (7) 消毒には加熱や家庭用塩素系漂白剤が有効です。便や嘔吐物の付着には約50倍希釈、調理器具やおもちゃには約250倍希釈で消毒します。容器に記載の使用上の注意をよくご覧ください。消毒用アルコールは効果がありません。

【問い合わせ先】

健康介護支援課 ☎52-9281

環境影響評価準備書・要約書の縦覧・説明会
香南清掃組合では、ごみ処理施設の建て替えに伴う環境影響評価の結果について、環境の保全の見地からの意見を求めるために環境影響評価準備書および要約書を作成しました。次のとおり縦覧と準備書の内容に関する説明会を行います。

環境影響評価準備書とは、土地の形状の変更や工作物の新設等を行う事業者が、事業の実施に当たり、環境の保全について適正な配慮

がなされるように作成するものです。
【縦覧期間】12月3日(火)～平成26年1月2日(木) 9時～17時 ※土・日・祝日・年末年始を除く
【縦覧場所】①香南清掃組合1階議員控室②香美市役所3階まちづくり推進課③南国市役所3階環境課④香南市役所2階環境対策課⑤中央東福祉保健所をのぞく県内の福祉保健所
◆準備書にかかわる意見書が提出できます
準備書については、環境の

保全の見地からの意見を書面により提出することができ、様式は意見書提出先に備えています。
【提出先】縦覧場所の①～④(①は事務局へ)
◆説明会
【日時】12月20日(金) 19時
【場所】香南清掃組合2階会議室(南国市廿枝1455)
【問い合わせ先】香南清掃組合事務局 ☎088-863-1177

平成25年工業統計調査を実施します

従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、平成25年12月31日時点で工業統計調査を実施します。

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。調査結果は、中小企業施策や

地域振興などの基礎資料として活用されます。調査へのご協力をお願いします。

【問い合わせ先】政策企画財政課 ☎53-3114

政府統計
工業統計調査
平成25年
調査期日 12月31日
経済産業省・都道府県・市区町村
http://www.meti.go.jp
皆様のご回答をお願いします。

給付金

青年就農給付金(経営開始型)



平成25年度中に青年就農給付金(経営開始型)の給付を受けるためには、経営開始計画を平成25年12月27日(金)までに提出していただく必要があります。提出期限を過ぎると平成25年度中には給付を受けられませんのでご注意ください。

その他

鳥を飼育されている皆さんへ 鳥インフルエンザの発生を予防しましょう

鳥を飼育されている方は次のような対策を取り、鳥インフルエンザの発生を予防しましょう。
①飼育施設やその周囲を清潔に保ちましょう。②飼育施設には、野鳥や野生動物が侵入しないように金網や

飼育状況の定期報告をお願いします

家畜や鳥を飼育されている方は、家畜伝染病予防法に基づき、飼育頭数や衛生管理状況について、家畜保健衛生所まで定期的に報告することが義務づけられています。

【問い合わせ・連絡先】
中央家畜保健衛生所香長支所 ☎52-3069
【夜間・休日の連絡先】
県庁代表 ☎088-823-1111

定期報告は、近年、国内で高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫が相次いで発生したため、家畜や鳥の飼育状況をより正確に把握して防疫に役立てるため行うものです。



【対象の家畜・鳥】牛・水牛・シカ・馬・綿羊・山羊・豚・イノシシ・鶏・アヒル・ウズラ・キジ・ダチョウ・ホロホロ鳥・七面鳥
【報告方法】毎年1回、2月1日の飼育状況を報告用紙に記入の上、家畜保健衛生所に提出してください。
報告用紙は家畜保健衛生所または県畜産振興課にあります。
【期限】4月15日(火)
【問い合わせ先】
中央家畜保健衛生所香長支所 ☎52-3069
県畜産振興課 ☎088-821-4553

こうなる前に相談を!

滞納→督促→催告→調査→差押

ストップ! 滞納
平成24年度滞納徴収額1億2,680万円

滞納は納税している人との公平を欠く行為で決して許されるものではありません。税金を納期限までに納めなかった場合、法律で定められた割合で、延滞金がかかります。納期限までに納めた人との公平性を図るため、延滞金を含めた滞納税額は強制的に徴収します。そうなる前に一度相談してください。一緒に解決しましょう。

【問い合わせ先】収納課 ☎53-1095